

## 「太閤なにわの夢募金」 応援事業ロゴの使用について

応援事業の実施において、「太閤なにわの夢募金応援事業」 応援ロゴを使用し広報する際には、ポスター、リーフレット等の掲示物や配布物への印刷・貼り付けのほか、映像、WEBに使用することができます。

「太閤なにわの夢募金応援事業」 応援ロゴは4種類あります。使用箇所に応じていずれかをご使用ください。

応援ロゴの使用にあたっては、以下の事項を厳守してください。

- (1) 登録された応援事業以外には使用しないこと。
- (2) 縦横比を変えない縮小・拡大以外の改変をしないこと。  
ロゴの色の変更や、他の図柄と重ねて使用しないこと。
- (3) あたかも委員会の許認可や保証を受けているかのように装わないこと。

※ロゴマークの著作権、所有権は太閤なにわの夢募金実行委員会にあります。